

# 平成25年度事業計画

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

## I 重点事項

平成25年度は、次の事項を重点課題として取り組むこととする。

### 1 適正飼養等の普及啓発を行う指導者の増加対策（既存事業の拡充）

動物愛護週間行事や東日本大震災における動物救護活動などに見られるように、愛玩動物飼養管理士（以下、「管理士」という）の活動は社会的にも高く評価されているとともに、国及び地方公共団体の各種施策の実施に当たっても欠かせないものになってきている。しかし、図1に示したようにここ数年間の管理士受講者数は平成19年度をピークとして緩やかに減少してきている。前述したように、ますます大きくなる管理士に対する社会的要請に応えるためには、人材の量的確保も重要な課題である。このため、一人でも多くの管理士を養成し、全国各地において普及啓発事業を展開できる人的体制を漏れなく整備するために、管理士通信教育事業の広報戦略の新たな展開や教育内容の拡充等を行うこととする。また、飼い主に対して直接に研修を行うなどの指導者による教育以外の方法の必要性や有効性についても検討を進めることとする。

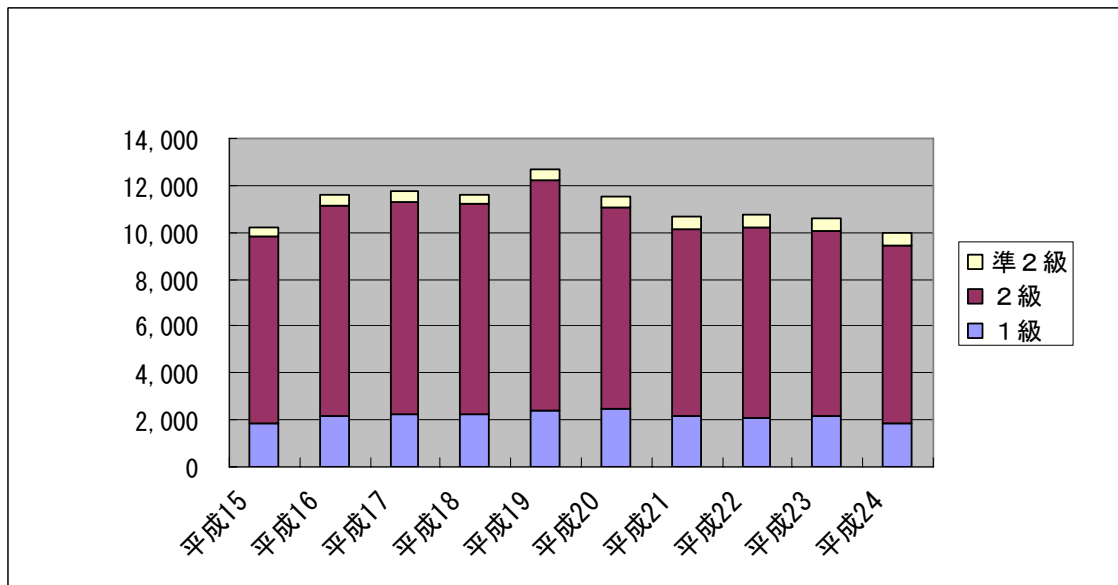


図1 愛玩動物飼養管理士受講者数の推移

## 2 適正飼養等の普及啓発を効果的・効率的に実施可能な組織体制の整備（既存事業の拡充）

本協会事業の着実な推進を図るためには、何をおいても事業を効果的・効率的に実施できる組織体制の整備及び人員の確保が必要不可欠である。また、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年10月31日 環境省告示第140号）においては「動物愛護管理法の施行に関する事務を円滑かつ効果的に進めるためには、（中略）国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある」旨の指摘がなされており、民間団体においても関係行政機関や他団体と良好な共同関係を構築できるような組織体制を整備しておくことが必要とされている。このため、公益法人制度の趣旨等を踏まえながら、全国各地において本協会ならではの適正飼養の普及啓発事業を展開できるように、協会及び協会支部のあるべき組織のあり方を入念に検討し、その拡大及び合理化を含む必要に応じた見直しと相互の連携の強化を図ることとする。

## 3 人と動物とが共存する社会基盤づくりの推進（新規）

近年、首都圏における新規分譲マンションの8割強がペットと一緒に暮らせるものになったり、都市公園においても相次いで公設ドッグランの整備が進められているなど、適正飼養の普及啓発といったソフト面を重視した従前までの動きとは異なり、ハード面からも人と動物とが共存できる社会基盤施設の整備が推進され始めている。住宅密集地における犬の鳴き声問題などの事例からも分かるように、人と動物との良好な関係の構築は、犬のしつけや飼い主のマナーのみによる対応では十分な効果を挙げられないものもあり、適正飼養の普及啓発（ソフト）とペット関係の社会基盤施設の整備（ハード）は、あたかも車の両輪のように併行して進められてこそ、本当の意味での人と動物とが共存できる社会の実現ができるものである。このような観点から、最近、需要の拡大が著しく社会的関心が高くなっている「ペット・ツーリズム」などの身近な事例をケース・スタディとして、産官学民の連携・協力のもとで支部活動や管理士との調整を図りながら、人と動物とが共存できる社会基盤づくりに関する知見や事例のとりまとめ、とりまとめられた知見の普及啓発や調査研究の支援を行うこととする。

## II 事業内容

### 1 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発事業

#### (1) 国及び地方自治体の事業への協力

国等が行う動物愛護管理行政の推進にあたって、民間ならではの視点を入れながら、普及啓発に関する国及び地方自治体の施策に協力する。

ア 環境省等の関係行政機関が主催する動物愛護週間行事に協力する。

イ 環境省等の関係行政機関が作成したパンフレットやポスター等の増刷や配布協力を行う。

ウ 関係地方自治体の動物愛護センターや保健所等が行う普及啓発事業に協力する。

エ 関係地方自治体が設置する動物愛護推進協議会に参画する。

#### (2) 動物の愛護及び適正な飼養管理に関する知識等の普及啓発を行う指導者の養成と教育

全国各地における普及啓発活動をより活性化するために、その指導者の養成と教育を推進する。

ア 二級愛玩動物飼養管理士（33期）及び、一級愛玩動物飼養管理士（29期）の通信教育を実施する。

イ 公益社団法人日本愛玩動物協会の活動とその意義を、指定校をはじめとする愛玩動物飼養管理士養成制度採用校に周知し、理解と協力を求める。

ウ これまで積極的に広報の対象分野としてこなかった全国各地のペット病院、ホテル等の観光事業者などとの連携を図りながら、通信教育事業の広報を拡充していく。

エ 通信教育教材や認定試験内容の改善を必要に応じて図っていく。

オ 飼い主に対して、直接、適正飼養等の知識に関する研修教育を実施する仕組みの必要性や有効性について検討を行う。

カ 東洋大学における寄附講座（ペット・ツーリズム論）を継続して開設する。

#### (3) 調査研究及び情報の収集、提供

ア 犬と猫の暮らし向き調査を実施する。

イ 産官学民の関係団体から構成されるペット・ツーリズム推進協議会（仮称）に参画して、人と動物とが共存する社会基盤づくりに関する知見や事例のとりまとめや普及啓発事業を行うとともに、本協会が実施する適正飼養等の普及啓発事業の推進に資する各種調査研究に対する支援を必要に応じて行う。

(4) 相談会、講習会、講演会、展示会及び調査研究発表会等の開催

これまでと同様に広く動物愛護及び適正な飼養管理を普及啓発するために相談会、講演会、展示会等を実施するとともに、管理士の知識や技能のさらなる向上を図るために講習会、調査研究発表会を実施する。

ア ペット飼養相談会を開催する（相談会）。

イ 電話や手紙によりペット飼養に関する相談を受ける（相談会）。

ウ 生涯学習講座の一環として、東京都、静岡県、兵庫県、福岡県での二級愛玩動物飼養管理士スクーリングで学ぶコースを中心にした講座を実施する（講習会）。

エ 人と動物の共生を考える市民公開セミナーを関係支部の協力を仰ぎながら「動物愛護管理法の改正」等をテーマに全国各地で開催する（講演会）。

オ 一般公募方式によりペット写真展を開催する（展示会）。

カ 会員等による調査研究発表会を開催する（研究発表会）。

(5) 調査研究活動への助成

家庭動物の適正な飼養管理について、科学的知見を踏まえた各種普及啓発活動を実施するための基盤整備、調査研究の活性化および研究者の育成を図ることを目的に、大学・研究所等に調査研究活動への助成を行う。得られた成果については、報告会や本協会機関誌、ホームページ等を通じて発表を行なう。

(6) 広報誌等図書印刷物の刊行

動物の愛護及び適正な飼養管理に関する最新の知識や情報を広く社会に伝達するとともに、普及啓発活動の実施に必要な各種課題等について、科学的知見等を踏まえた適時的確な普及啓発活動が行われやすくなるような環境の整備を図る。

ア 機関誌『愛玩動物』を隔月に発行する。

イ 本協会ウェブサイトを随時更新する。

ウ 飼養相談実例集を頒布する。

2 その他本協会の目的を達成するために必要な事業

幅広い情報の収集を図るため、関係団体との情報交換を行う。また、本協会の普及啓発活動の推進にあたり必要となる環境整備を図るため、災害時における動物救護及びマイクロチップ等による所有者明示措置等の関連事業を、関係団体との連携を図りながら実施する。

(1) 関係団体等との連携事業

ア 緊急災害時に動物救援活動を行う。

イ マイクロチップ等による所有者明示措置を推進する。

(2) その他

ア 本協会に対する寄附金の積極的な募集を開始するとともに、寄附者の便宜を図るために、内閣府の指導を仰ぎながら、税額控除制度の導入に向けて所要の準備を進める。

イ その他